平成２２年（フ）第４０９号
新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷甲2243番地
破産者　浅沼　義則
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７２号
山梨県甲府市北口１丁目７番２号
破産者　佐野　武之
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
静岡県裾野市葛山563番地
破産者　瀬戸　寿幸
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
静岡県裾野市葛山563番地
破産者　瀬戸あけみ
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
長崎県長崎市三京町815番地27、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地74
破産者　川浪　俊治
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
長崎県長崎市京泊２丁目１－１－301、住民票上の住所長崎県西海市西彼町白似田郷2158番地11
破産者　相川　禮子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
長崎県長崎市片淵５丁目11番30―1307号
破産者　野田　兼尚
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６２号
札幌市東区東苗穂８条２丁目13番20号　カーメルハウス東苗穂103号、住民票上の住所札幌市東区東雁来９条１丁目９番20号　レントウォームＢ棟202号
破産者　後藤　直行
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９号
秋田市新屋船場町５番12号　佐藤方、前住所秋田市新屋北浜町24番10号
破産者　鈴木　三善
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
福島県南相馬市原町区二見町２丁目93番地
破産者　島貫　和弘
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３１９２号
横浜市戸塚区戸塚町950番地
破産者　天野　正人
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５号
横浜市都筑区荏田東１丁目９番26―204号
破産者　野口　　晋
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４４号
神奈川県高座郡寒川町小動981番地３
破産者　小宮山映子
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０４号
横浜市旭区二俣川１丁目30番地２　レジデンス二俣川第３―106号、開始決定時の住所横浜市旭区川島町1617番地３
破産者　今村　龍太
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
新潟県上越市吉川区梶542番地の１
破産者　室橋　正宏
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３５９号
富山市婦中町砂子田81番地183
破産者　お好み鉄板せんやこと川本成一こと
鄭　　成一
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
長野県諏訪郡下諏訪町6276番地の７
破産者　山本　寛昭
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７０号
長野県諏訪市諏訪２丁目９番25号
破産者　土橋　潤二
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部